

# 村民の皆様へお願い

松川村新型コロナウイルス感染症対策本部長

4月7日、政府は新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関する緊急事態宣言を発令しました。

村対策本部では、村民の皆様の生命を守るために、特に次の点に留意していただくよう住民の皆様に強く要請いたします。

## 《要 請》

- ① 緊急事態宣言対象地域との往来を避けてください。やむを得ず往来する場合は、帰宅後2週間の自宅待機をお願いします。  
【緊急事態宣言対象地域（東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡）※4月7日時点】
- ② 不要不急の外出は控えてください。
- ③ 3つの密が重なる場所、場面を避けてください。  
「密閉空間」 換気の悪い密閉空間  
「密集場所」 人が密に集まって過ごす空間  
「密接場面」 近距離（互いに手の届く距離）で会話をする環境
- ④ 手洗い、咳エチケットの徹底をしてください。
- ⑤ 免疫力を低下させないため、バランスのとれた食事、十分な睡眠、休養を心がけてください。
- ⑥ 生活用品の過剰な買込みは、控えてください。
- ⑦ 発熱や咳などかぜ症状が持続し、医療機関を受診したい場合は、必ず、かかりつけ医又は[大町保健福祉事務所 24時間相談窓口（電話 0261-23-6560）](tel:0261-23-6560)まで相談してください。  
（\*連絡なしで受診をすることは、[院内感染等のリスクを高めてしまいます。](#)）

**感染拡大を止めるには、一人ひとりの心がけが重要となります。ご自身と大切な人の命を守るために皆様のご協力をお願いします。**

松川村新型コロナウイルス感染症対策本部	事務局	松川村役場	福祉課	Tel.62-3290
			総務課	Tel.62-3111